

大和市教育委員会訓令第1号

庁中一般、各かい

大和市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年2月18日

大和市教育委員会

教育長 柿本隆夫

大和市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程

大和市教育委員会事務決裁規程（昭和43年大和市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1(2)人事関係の表、任免の項を次のように改める。

任免				予算の範囲内での 非常勤職員の任免	非常勤特別職職員 の委嘱及び解嘱	教育総務課長 に合議
----	--	--	--	----------------------	---------------------	---------------

別表第1(2)人事関係の表、服務、営利企業への従事等の許可の項中「及び非常勤職員」を「、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。